様式第十二（第十一条関係）（令二環省令六・全改、令三環省令八・一部改正）

（表　面）

第　　号

身分証明書

写真

所属
職名
氏名
生年月日

年　月　日発行

都道府県知事（市長）　　印

（裏　面）

この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律第二十四条第一項（第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第二十四条の二第三項に規定する立入検査を行う職員である。

備考　この用紙は、日本産業規格Ａ６とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りするものとする。

（裏面）

第二十四条（報告及び検査）　都道府県知事は、前条第一項の規定による立入検査又は第十九条第一項若しくは第二十条の規定の施行に必要な限度において、飼養施設の設置者に対し報告を求め、又はその職員に、飼養施設若しくは動物の保管場所に立ち入り、飼養施設の構造若しくは動物の飼養若しくは保管の状況、第十九条第一項若しくは第二十条の飼養施設の管理の方法若しくは動物の取扱いの状況若しくは飼養施設の設置の届出に関し関係者に質問させ、若しくは飼養施設若しくは動物の写真を撮影させ、又は動物を無償で譲り受けさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4　第一項の規定による立入検査について、第二十四条第一種動物取扱業者であつた者に対する動（略）

第二十四条（報告及び検査）　都道府県知事は、前条第一項の規定の施行に必要な限度において、第十九条から第二十一条まで及び第二十二条第一項の規定の施行に必要な限度において、飼養施設の設置者に対し報告を求め、又はその職員に、飼養施設若しくは動物の保管場所に立ち入り、飼養施設若しくは動物の管理の状況若しくは動物の取扱いの状況若しくは飼養施設の設置の届出に関し関係者に質問させ、若しくは飼養施設若しくは動物の写真を撮影させ、又は動物を無償で譲り受けさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4　第一種動物取扱業者であつた者に対する動（略）

三・一二　（省略）

三　第二十一条第一項（第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項又は第二十四条の四第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者（省略）

四　第二十四条の二第一項（第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項又は第二十四条の四第三項の規定による検査をしようとする場合において、飼養施設若しくは動物の写真の撮影若しくは動物の無償譲受けを拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

4　前条第二項及び第三項の規定による立入検査について準用する。

3　都（略）道府県知事は、前二項の規定の施行に必要な限度において、第十九条第一項若しくは第二十条の飼養施設の設置者に対し報告を求め、又はその職員に、飼養施設若しくは動物の保管場所に立ち入り、飼養施設若しくは動物の管理の状況若しくは動物の取扱いの状況若しくは飼養施設の設置の届出に関し関係者に質問させ、若しくは飼養施設若しくは動物の写真を撮影させ、又は動物を無償で譲り受けさせることができる。

2　第二十四条第一種動物取扱業者であつた者に対する動（略）

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4　第一項の規定による立入検査について準用する。

第四十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処